

受  
20.3.16  
付

局19-059

国空航第3280号

令和2年3月12日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局

安全部運航安全課長



### 自家用航空機の操縦士に対するアルコール検査及び空港使用の厳格化について（通知）

一連の操縦士による飲酒に係る不適切事案を受け、国土交通省では「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」において国による統一的な飲酒基準の検討を進め、平成31年1月31日、当該検討会における中間とりまとめを踏まえ、航空運送事業者の操縦士に対し乗務前後のアルコール検知器による検査を義務付けるとともに、アルコールが検知された場合（酒気帯び状態）は乗務を禁止することとした。

また、あわせて、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（航空法第70条関係）」（平成31年1月31日 国空航第2278号）を制定し、自家用航空機の操縦士に対しても酒気を帯びた状態での航空業務を行わないよう周知・指導しているところであるが、平成31年4月9日に同検討会における最終とりまとめが公表され、自家用航空機の操縦士に対する基準を継続的に遵守するための取組として、「抜き打ちでのアルコール検査を実施すること」とされたことを踏まえ、国が管理する空港等においては、自家用航空機の操縦士による酒気帯び状態での空港等の使用を防止するために、別添のとおり必要な措置を講じることとする。

なお、国が管理する空港等以外の空港等においても同様の対策を要請することとする。

については、本件の趣旨についてより一層の理解を図るとともに、管理運営する空港等以外の離着陸場所を含め、使用する空港等によらずアルコールの影響下で航空業務を行うことのないよう必要な対策を講ずることにより、操縦士の飲酒による運航への影響を回避し運航の安全確保について万全を期すよう、傘下機関、傘下会員、関係団体等に周知徹底されたい。

## 別添

### 1. 講じる対策

国が管理する空港を使用する場合においては、空港管理上必要な条件として次の事項を附すこととし、使用の届出の際に確認することとする。

- 航空機乗組員は、酒気を帯びている場合は空港を使用しないこと。
- 航空機乗組員は、国の職員によりアルコール検知器を使用したアルコール検査による酒気帯びの有無についての確認を求められた場合はこれに応じること。

なお、対象となる自家用航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船とする。また、自家用航空機とは、航空機のうち航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第100条第1項の許可を受けた航空運送事業及び法第123条第1項の許可を受けた航空機使用事業、法第129条第1項の許可を受けた外国人国際航空運送事業の用に供するもの以外のものをいう。

### 2. 施行日

本措置については、令和2年4月13日から実施することとする。